

## 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茂原高師保育園の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、評議員及び理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事長及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員の報酬)

第4条 理事長業務報酬及び理事業務報酬は無償とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名称	報酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

別表 2

名称	報酬
監事監査指導報酬等	20,000円

別表 3

旅費	宿泊費	報酬(1日)	その他
実費	20,000円	10,000円	実費